

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 45 市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券の減損処理について

今回は売買目的有価証券以外の時価のある有価証券の減損処理について解説します。

売買目的有価証券以外の時価のある有価証券は、時価が著しく下落した場合、時価が取得原価まで回復する見込みがある場合を除いて、評価差額（含み損）を損益計算書に計上すること（減損処理）が求められます（金融商品会計に関する実務指針 91 項、284 項）。

「著しい下落」に該当するか否かは、有価証券の銘柄ごとに、取得原価に対する時価の下落率に応じて判断します。

①時価が取得原価に比して 50%程度以上下落した場合

取得原価に対する時価の下落率が 50%程度以上の場合には、合理的な反証がない限り、取得原価まで回復する見込みがないほど時価の著しい下落があったものとみなして、減損処理が強制適用されます。

②時価が取得原価に比して 30%以上 50%程度未満下落した場合

取得原価に対する時価の下落率が 50%程度未満の場合には、個々の企業において時価が「著しく下落した」と判定するための合理的な基準を設け、これに照らして時価の下落が著しいか否かを判定します。

そして、時価の下落が著しいと判定された場合は回復可能性を検討することになります。

「合理的な基準」としては、以下のような事例があります。

- ・時価の下落率が 30%から 50%であり、それが過去 2 年間にわたり継続している場合

- ・過去継続して時価の下落率が一度も 30%未満に回復しなかった場合

③時価の下落率が取得原価の 30%未満の場合

取得原価に対する時価の下落率が 30%未満の場合には、原則、減損処理は求められません。これは、その程度の下落率は発行会社の業績の悪化ではなく市場要因等によって生ずることがあり、容易に時価が取得原価の水準にまで回復することがあると考えられるからです。ただし、発行会社の業績の悪化や信用リスクの増大等によって時価の下落が生じることもあるため、30%未満の下落率を合理的な基準として設定することもできます。

「著しく下落した」と判定するための合理的な基準はあくまで個々の企業において定められるものであり、固定的な判断数値基準が定められているわけではない点にご留意ください。

なお、恣意性を排除するために、「合理的な基準」については文書をもって設定しておき、毎期継続的に適用する必要があります。

具体的な文書設定の例として、改廃に取締役会決議が必要な「経理規程」ではなく、経理部長決裁で改廃できる「決算要領」に定める等があります。

(2013/10/15 号より)